

# 食品を取り扱う 臨時営業を営む皆様へ

2021年

6月1日から

食品衛生関係の制度が変わりました。

公共のイベント・神社のお祭りなどに出店する方は、ご確認ください。



臨時営業においても

食品衛生責任者

の資格が必要になりました。

調理師、栄養士等の資格をお持ちの方は食品衛生責任者になることができます。

資格が無い方は、養成講習会を受講し、資格を取得しましょう。

講習会のお問合せ:

(一社)札幌市食品衛生協会

電話 011-614-8088



臨時営業では、従来、菓子製造業と喫茶店営業の許可だった業態も、飲食店営業に統一されました。

飲食店営業

一部の業種が変更になりました

野菜や加工品などの販売は、

保健所への届出

が必要になりました。



乳類、弁当、包装食肉・包装魚介類等の販売は営業許可・登録から届出に変わりました。

野菜の販売(焼き芋、焼きトウモロコシなどの簡易な加工も含む)、綿あめ、ポップコーンの販売など、これまで営業許可が不要だった業態も、

届出が必要になりました。

(詳しくは裏面をごらんください。)



衛生管理計画書(記録書)を用いた衛生管理が必要となりました。

# 営業内容によって、許可、届出、手続き不要 に分類され、手続き方法が変わります。

これまで

## 営業許可・登録

飲食店営業

例) たこ焼き、焼き鳥

菓子製造業

例) チョコバナナ

喫茶店営業

例) ジュース、かき氷

包装食肉販売業

例) 冷凍ジンギスカン

包装魚介類販売業

例) 冷凍刺身用ホタテ貝柱

乳類販売業

例) 牛乳、乳飲料

食品販売業

例) 弁当の販売

2021年6月1日以降

## 営業許可

- ・業種: 飲食店営業
- ・手続: 事前に許可申請
- ・窓口: 営業する区の保健センター
- ・手数料: 3,000円
- ・**食品衛生責任者資格が必要**

## 営業届出

- ・手続: 用紙に記入して提出
- ・窓口: 営業する区の保健センター
- ・手数料: 無料
- ・許可証の交付はありません
- ・**食品衛生責任者資格が必要**

## 手続き不要

野菜の販売

綿あめ、焼きトウモロコシ、  
ポップコーンなどの販売

缶ビール、カップ麺など、  
常温で長期間保存が可能な  
包装食品の販売

## 手続き不要

- ※保健センターへの手続きなく販売  
できます。
- ※食品衛生責任者資格も不要です。

問い合わせ窓口はこちら

